

柏市消費生活センターに寄せられた相談をもとに作成しています。
被害の未然防止にお役立てください。



原野商法の二次被害にご注意ください！

「原野商法」をご存知でしょうか？

原野・山林などの値上がりの見込みがほとんどない土地を、将来値上がりするかのよう
に騙して売り付ける悪質商法です。1960年代～1980年代に多くの方が被害を
受けました。

最近、過去に原野商法の被害にあった方に対して、土地が高く売れるなどと勧誘し、
そのための測量サービスなどの契約や、新たな土地の購入などをさせ、費用を請求する
といった二次被害トラブルに関する相談が増えています。特に高齢者の被害が多くなっ
ています。

過去に被害に遭った方の被害を回復したいという心理に付け込む悪質な手口です。ご
家族やご友人にお心当たりがありましたら、ぜひ二次被害について教えてさしあげてく
ださい。

「土地を売りたい人がいる」、「最近、土地に動きがある」、「坪〇万円で売却できる」、
「高価格で売却できる」などのセールストークをうのみにしないことが大切です。不審
な点があれば、契約せずに消費生活センターまでご相談ください。

■相談受付日時

・月～金曜日（来所・電話）
午前9時～午後4時30分
（祝日，年末年始を除く）

・第3土曜日（電話のみ）
午前9時～午後4時30分

■住所 〒277-0004

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階

■相談専用電話

04-7164-4100

